

### 3-2-2 所得税の基礎② 所得控除について

Q 所得控除とは何ですか？

A 所得税額の計算上、総所得金額等から差し引かれる各種の控除額で、下記の 15 種類となります。これらの控除を総称して「所得控除」と呼ばれています。

①雑損控除、②医療費控除、③社会保険料控除、④小規模企業共済等掛金控除、⑤生命保険料控除、⑥地震保険料控除、⑦寄附金控除、⑧障害者控除、⑨寡婦（寡夫）控除、⑩ひとり親控除、⑪勤労学生控除、⑫配偶者控除、⑬配偶者特別控除、⑭扶養控除、⑮基礎控除

(I)

#### 解説

日本の所得税法では、以下の所得控除を定めています。

#### 1. 雑損控除

風水害等の自然災害、火災等の人災、害虫などによる異常な災害、盗難、横領（詐欺・恐喝は不可）により損害が生じた場合に、一定額の所得を控除できます。

雑損控除は、確定申告を行わなければ適用がありません。

#### 2. 医療費控除

10 万円等を超える医療費（診療又は治療の対価、治療又は療養に必要な医薬品の購入対価、通院のための交通費等）を所得から控除できます。

医療費控除は、確定申告を行わなければ適用がありません。

#### 3. 社会保険料控除

健康保険、国民年金、厚生年金、国民健康保険の保険料又は国民健康保険税、介護保険料、労働保険料、国民年金基金、厚生年金基金等の掛金で支払った金額全額を控除できます。

#### 4. 小規模企業共済等掛金控除

①小規模企業共済法第 2 条第 2 項に規定する共済契約に基づく掛金、②確定拠出型年金法第 3 条第 3 項第 7 の 2 に規定する企業型年金加入者掛金、③確定拠出年金法第 55 条第 2 項第 4 項に規定する個人型年金加入者掛金及び④心身障害者扶養共済制度の掛金が対象となり、支払った金額全額を控除できます。

#### 5. 生命保険料控除

一般の生命保険料（新・旧）、介護医療保険料、個人年金保険料の別に申告をし、控除を受けます。最高 12 万円の控除額となります。

## 6. 地震保険料控除

地震保険と旧長期損害保険についての所得控除（最高 50,000 円）です。

## 7. 配偶者（特別）控除

居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の合計所得金額の区分に応じ定められた金額を控除できます。

※控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である居住者の配偶者（年齢 70 歳以上の者は老人控除対象配偶者）で合計所得金額が 38 万円以下である者をいいます。

控除額は次のとおりです。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	380,000 円	480,000 円
900 万円超 950 万円以下	260,000 円	320,000 円
950 万円超 1,000 万円以下	130,000 円	160,000 円
1,000 万円超	(適用なし)	(適用なし)

配偶者控除については、従来、居住者の所得制限はありませんでしたが、平成 30 年分から合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は適用がなくなりました。

## 8. 配偶者特別控除

居住者が生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族とされる者、青色専従者給与の支払を受けている者及び事業専従者に該当する者を除き、合計所得金額が 133 万円以下で控除対象配偶者に該当せず、居住者の合計所得金額が 1,000 万円以下の配偶者に限る。）を有する場合には、一定の金額を控除することができます。

ただし、夫婦相互での配偶者特別控除の適用はできません。

控除額は次のとおりです。

配偶者の 合計所得金額	控除額		
	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

## 9. 扶養控除

扶養親族とは、その年の12月31日の現況で、次の4要件に当てはまる人です。

- ・ 配偶者以外の親族又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)等であること。
- ・ 納税者と生計を一にしていること。
- ・ 年間の合計所得金額が48万円以下であること。(給与収入が103万円以下)
- ・ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払をうけていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

控除額は次のとおりです。

区分	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族(19歳以上22歳以下)	63万円
老人扶養親族(70歳以上)同居老親以外	48万円
老人扶養親族(70歳以上)同居老親	58万円

※年少扶養親族(16歳未満)の扶養控除はありません。

## 10. 障害者控除

居住者が、(特別) 障害者である場合又は同一生計配偶者(平成 29 年分以前は控除対象配偶者)や扶養親族のうちに(特別) 障害者がある場合に控除されます。

控除額は、次のとおりです。

区分	控除額
障害者	270,000 円
特別障害者	400,000 円
同居特別障害者	750,000 円

## 11. 寡婦控除

控除額は、27 万円です。

寡婦とは、原則としてその年の 12 月 31 日の現況で、いわゆる「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。

- (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が 500 万円以下の人
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が 500 万円以下の人

なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。

(注)「夫」とは、民法上の婚姻関係にある者をいいます。

## 12. ひとり親控除

控除額は、35 万円です。

ひとり親とは、原則としてその年の 12 月 31 日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。

- (1) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
- (2) 生計を一にする子がいること。

この場合の子は、その年分の総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

- (3) 合計所得金額が 500 万円以下であること。

## 13. 勤労学生控除

控除額は 27 万円となります。

勤労学生とは、その年の 12 月 31 日の現況で、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。

- (1) 給与所得などの勤労による所得があること
- (2) 合計所得金額が 65 万円以下で、しかも(1)の勤労に基づく所得以外の所得が 10 万円以下であること
- 例えば、給与所得だけの人の場合は、給与の収入金額が 130 万円以下であれば給与所得控除 65 万円を差し引くと所得金額が 65 万円以下となります。
- (3) 特定の学校の学生、生徒であること
- この場合の特定の学校とは、次のいずれかの学校です。
- イ 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など
  - ロ 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの
  - ハ 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの
- 以上のいずれかの学校に当てはまるかどうか分からないときは、通学している学校の窓口で確認してください。

#### 14. 寄附金控除

特定の寄附をした場合に、次の寄附金控除があります。

次のいずれか低い金額－2千円＝寄附金控除額

- イ その年に支出した特定寄附金の額の合計額
- ロ その年の総所得金額等の 40%相当額

#### 15. 基礎控除

居住者のその年分の合計所得金額の区分に応じ定められた金額が控除されます。

控除額は、次のとおりです。

居住者の合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	適用なし